後期高齢者医療制度加入者の皆さんへ

①新しい保険証を７月末までに交付します

現在、後期高齢者医療制度の加入者の方には、有効期限が「令和２年７月31日」となっている「後期高齢者医療被保険者証」〔みどり色〕をおひとりに１枚ずつお渡ししています。

この有効期限を更新するため、**７月末までに市保険年金課から「有効期限　令和３年７月31日」と記載された新しい被保険者証〔オレンジ色〕をお届けします。**

８月１日以降、期限を過ぎた被保険者証〔みどり色〕は使えませんので、ご注意ください。

※新しい被保険者証の一部負担金の割合（１割または３割）は、令和元（平成31）年中の所得に基づき判定しています。

ご確認ください！

新しい被保険者証〔オレンジ色〕の有効期限は**令和3年7月31日**となっています。

②7月は「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」「後期高齢者医療限度額適用認定証」の更新時期です

医療機関で診療を受けた際に「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（薄い紫色）」（以下、「減額認定証」）または「後期高齢者医療限度額適用認定証（ねずみ色）」（以下、「限度額認定証」）を提示した場合、医療費が自己負担限度額までの支払いで済みます。

この認定証は、毎年７月末が有効期限となっているため、現在、認定証をお持ちの方で継続して該当される方には、７月末までに新しい認定証をお届けします。

「減額認定証」・「限度額認定証」を現在お持ちでない方で、新たに認定を希望される方はお問い合わせのうえ交付申請の手続きをしてください。

【お問い合わせ・申請先】
市保険年金課医療・年金担当（市役所１階④番窓口）
☎３２・４１２０／ＦＡＸ３５・０１７３
Mail:hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

那賀川水系大規模氾濫減災協議会からのお知らせ
新型コロナウイルス感染症流行下における災害時の避難のポイント

1.災害が想定される地域では ためらわず避難行動を

事前にハザードマップ等を確認

・浸水が想定される地域

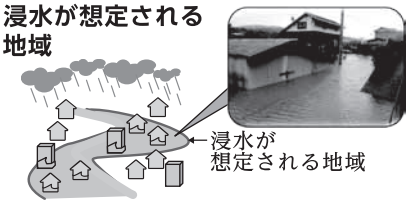

・土砂災害が想定される区域

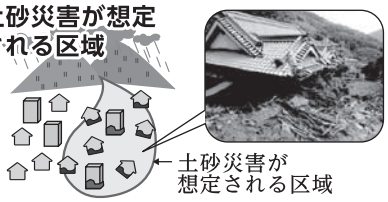

2.命を守るための緊急的な避難場所も選択肢に

※頑丈な建物の高い階や浸水が想定されない地域等

3.避難場所での 感染症対策の徹底

手洗い・消毒の徹底
定期的な検温・症状チェック

✔持ち物に追加

３密を避ける（密閉・密接・密集）

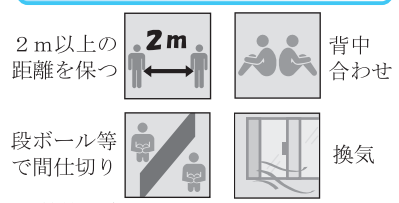

・発熱等の症状がある人のための専用スペース

※避難行動・避難生活に必要な物（食料（最低３日分）・衛生用品等）は、自助として各自で準備しましょう。

参考）内閣府政策統括官（防災担当）、消防庁、厚生労働省「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」令和2年4月7日、避難所・避難生活学会「COVID-19 禍での水害時避難所設置について」令和2年4月15日

【お問い合わせ先】
那賀川水系大規模氾濫減災協議会事務局
国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所　☎０８８４・２２・６５６２

母子健康手帳の交付は、市保健センターで行っています。
市保健センター（小松島町新港９-10　☎３２・３５５１）まで。